

## 団体登録届出書記入・提出にあたって

- 使用の対象者は以下のいずれにも該当する団体とします。
  - ・構成員が5人以上で、その半数以上が市内に居住または、通勤・通学していること。
  - ・20歳以上の代表者を有すること。
  - ・営利を目的としたスポーツ活動を行う団体でないこと。
  
- 使用心得を貴団体全員に周知徹底していただき、ルールを必ず守り、今後も気持ちよく使用できるようお願いします。一部のルールを守らない人により、施設を使用できなくなる場合があります。（市民の利用を目的にしている公共施設〔市体育館等〕とは違い、あくまで学校施設であることをご理解いただき、使用にあたっては学校優先にご協力をお願いします。）
  
- 施設や備品等を破損してしまった場合には、速やかに各支所経由でスポーツ交流課へ申し出てください。当該事業では、施設破損等が発生した場合には、原則として使用者の責任において原形復帰し、その費用負担をお願いします。また、できるだけスポーツ傷害保険に加入していただくようお願いします。
  
- メールアドレスの登録について  
学校体育施設の開放を中止する際など、緊急を要する場合、スポーツ交流課からメールにて案内を送付します。下記のとおり、スポーツ交流課宛てにメールを送っていただき、各団体の代表者のアドレスを登録してください。
  - 送付先：sports@city.gotemba.lg.jp
  - 題 名：「R6学校夜間開放」
  - 本 文：「登録団体名・責任者氏名・登録学校名・登録曜日」を入力。※ QRコードを利用できる方は、下記をお使いいただくとスムーズです。



※ 令和5年度に使用している団体で、代表者の変更やメールアドレスに変更がない場合は、送信不要です。